

# イタリア社会的協同組合の 形成過程と現況、課題

——市場の再構築の担い手となる協同側の取り組みとは——

田中夏子（都留文科大学助教授）

イタリア社会的協同組合については既に多くの研究者、実践家、研究機関によってその形成過程、現状、課題等が言及されてきた。本稿で筆者が改めて加筆しうることは少ないが、筆者の視点であらためて形成過程の整理を行い、今後研究的な立場からどのような課題を提起しうるか、検討する機会としたい。

本稿は、2003年9月に実施したイタリア社会的協同組合調査報告を趣旨とするが、その前段として、まず第一にこれまでの運動の流れと現況把握を試みる。その上で第二に調査仮説と視点の枠組みを提示し、第三に調査結果を受けての考察へと至りたい。

## 本稿の構成

### 1. イタリア社会的協同組合とは何か

- (1) 社会的協同組合の発展経過
- (2) 社会的協同組合の特質
  - 「生きにくさ」を反映した幅広い活動領域
  - 発展経過の内発性・多様性
  - 地域の分布状況
  - 収入構造における公・民割合の多様性
  - 担い手の様相
  - ボランティアの参加状況



### 2. 調査枠組みの概要と視点

- (1) 今日の日本の状況と調査の課題
- (2) 本稿で取り上げる事例と視点
- (3) 対象地域の特徴
  - ロンバルディア州
  - ラツィオ州

### 3. 調査結果および若干の考察 - 事業連合の機能をめぐって

- (1) 社会的協同組合による就労支援の展開とその経済的効果の提示 (Sol.Co.Brescia)

- (2) 就労支援の「経済的効果」の算出が意味するもの
  - (3) 職業紹介事業の民営化と、社会的協同組合事業連合による同事業への参入  
イタリアの障害者の雇用促進制度の流れ  
Sol.Co. ROMA のプロジェクトの概要  
事業連合組織として取り組むことの意味
  - (4) 市場への「適応」と「介入」を通じた市場の再構築
4. 調査結果および若干の考察 - 新たな視点の開拓
- (1) 「市場性の重視」と「社会的排除との闘い」 - B型社会的協同組合「ABACO」
  - (2) 制度化 / 社会的認知の先進領域にある協同組合の課題 - A型社会的協同組合「A77」
5. まとめにかえて

## 1. イタリア社会的協同組合とは何か

### (1) 社会的協同組合の発展経過

イタリアの社会的協同組合の出自は、日本におけるNPO団体の出自が多様であるのと同様、複数の文脈から構成されている。例えば、行政改革に伴う公的サービスのカットや外部化、あるいは州によっては4割近くにのぼる高失業率への対応といった政治的な背景のもと、上からの「社会的協同組合」が推奨される傾向も存在する。しかし他方で、従来の制度的枠組みの中では対応がはかられなかった様々な「生きにくさ」や社会的排除に直面する当事者たちが、その克服を探る形として社会的協同組合を活用してきた面も大きい。

表1に見るように、1970年代半ば以降、「新しい貧困問題」への対応方法として「社会的連帯協同組合」という運動上のアイデンティティが形成された。特徴的なのは、運動が単にサービスの提供のみならず当初から「労働を通じた参加」を掲げていた点にある。80年代に入ってからはその法制化をめぐる議論が活発化していった。法案を提出したのはCONFCOOPとLEGACOOOPの二つの協同組合陣営だったが、議論の焦点となったのは「普遍的利益」すなわち「公益性」を体現しうるための要件や、ボランティア組合員の位置づけ、労働参加の保障を関連制度によってどう具体化するか、等である。

また、始動期後半で着目すべきは、国の法制化に先立って、トレンティーノ・アルトアディジェ州やサルデーニャ州等、州政府のレベルで社会的協同組合の制度的認知が州法として進んでいった点であろう。1991年の法制化以降は、南部も含めて社会的協同組合の積極的な設立が見られ、中には「官製」協同組合もあるものの、総じて、非営利・協同の社会的、経済的発言力が高まっていった。とりわけ地方政府と協同組合との連携については、各地域で特色ある実践が生まれている。一例を挙げれば、いわゆる総合評価制度に基づく入札制度の導入や活用における、協同組合の積極的な取り組み等である<sup>\*1</sup>。

表1 運動の発生から法制化にいたる流れ

区分	年代	社会的協同組合の社会的認知に関わる事項	資金調達
始動期	1970年代末 ～80年代前半	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「新貧困層」(高齢者、障害者、子供、ホームレス、薬物依存、移民等)の出現により、新たなサービス提供の必要性が認識される。</li> <li>・社会的不利益を被る人々に対するサービス提供や、労働を通じた社会参加を求める実践が各地で発生。</li> <li>・上記の社会的ニーズに対応する新たな組織形態として「社会的連帯協同組合」という新たなアイデンティティーが生まれる。</li> <li>・法的な位置づけを求めて、「社会的連帯協同組合法案」が初めて1981年に提起される。</li> </ul>	ほとんど自己調達
	1980年代 後半	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「社会的連帯協同組合」法制化議論が本格化。Conf coop とLegal coopとの論争の中で修正を繰り返す。</li> <li>・国レベルの法制化に先んじて、州(一部県)政府のイニシアティブにより、非営利セクターを社会的サービスの委託先として位置づける制度的枠組みが進展。</li> <li>・社会的弱者の労働参加の協同組合への着目が高まり法案でも積極的に位置づけることが確認される。</li> </ul>	地方政府レベルで制度化が進み部分的に公的資金の活用
承認期	1988～  1991年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・89年憲法裁判所による判決(396)により社会的サービスを行う市民運動に対する法的な認知が進む。</li> <li>・91年「ボランティア組織に関する法律」(国法第266号)及び「社会的協同組合に関する法律」(国法第381号)が成立し、社会的協同組合はじめその他の非営利組織をめぐる法的認知が進展した。</li> </ul>	公的資金ヘシフト
地固め	1990年代前半	<ul style="list-style-type: none"> <li>・381号の成立を受けて、各州ごとに社会的協同組合に関わる州法の整備が進む。</li> <li>・社会的協同組合への支援策及び、行政と非営利セクターとの業務の受委託についてのルール作りの進行。</li> </ul>	公的資金への依存が大幅進行

C.Borzaga & A. Santuari, "Social enterprises in Italy. The experience of social cooperatives", Paper presented at the 20th anniversary of the Japanese Workers' Cooperative Union, Tokyo, 1999 及び G. Marocchi, 'Sviluppo e integrazione delle cooperative sociali' in CGM (a cura di), "Imprenditori sociali. Secondo rapporto sulla cooperazione sociale in Italia, Torino, Fondazione Giovanni Agnelli, 1997より田中作成

法制上の諸特徴のうち代表的なものは、表2に見るように、従来の共益的性格から「普遍的利益の追求」を前面に押し出した第一条、ボランティア組合員の上限及び位置づけ(役割分担)を明記した第二条、協同組合相互のネットワーク組織の積極的な位置づけを示した第8条、また経済的な基盤形成を目的として「融資組合員」を規定した第11条等がある。

表2 381号に規定される社会的協同組合の主要事項

項目	内容
第1条 定義	社会的協同組合は、市民の、人間としての発達および社会参加についての、地域の普遍的な利益を追求することを目的としている。
第2条	現行法規で定める組合員に加え、社会的協同組合の定款では、無償で自らの活動を提供するボランティア組合員の存在を認めることができる。
ボランティア 組合員	<p>ボランティア組合員の数は組合員総数の半分を超過してはならない。</p> <p>ボランティア組合員の労働提供は、専門職の労働を補完する限りにおいてこれを用いることができ、専門職の労働を代替するものであってはならない。</p>
第8条 事業連合	381号における諸規定は事業連合についても適用される。事業連合結成の際は、設立時の組合員の70%以上が社会的協同組合でなければならない。
第11条 法人の参加	定款の中で社会的協同組合への融資と発展を定めている公的法人及び民間の法人は、社会的協同組合の組合員となることができる。

また、よく知られるA型、B型は、前者がサービスの提供、後者が労働参加の促進を意図したものだが、多くの協同組合においてA Bの活動は車の両輪的な存在であり、実態としては混合的な活動をしている場合も多い(ラツィオ州などでは、そうした実態に即して「混合型」を設けている。

表3 A型、B型社会的協同組合の概要

類 型	A 型	B 型
381号法 第1条(定義)	社会福祉、保健、教育サービスの運営を担う協同組合等	社会的不利益を被る者の就労を目的として農業、製造業、商業及びサービス業等の多様な活動を行なう協同組合。
381号法 第4条(ハンディを持つ者)	A型については言及なし	社会的不利益を被る労働者の数が報酬を受ける労働者の30%を下回らない
381号法 第5条(公共との契約)	A型については言及なし	B型協同組合においてハンディを持つ者の雇用創出を目的とする場合、公共機関は公共事業の契約にかかわる規定の例外として、協同組合との契約を結ぶことができる*。

\* 通常競争入札による「最低価格」原則があるが、障害者の雇用創出を目的とした場合、こうした原則適用の外で随意契約などが認められる

(2) 社会的協同組合の特質(統計データについては、『協同の発見』138号(2004年1月)に編集部による詳細な紹介がありますので参照ください)

「生きにくさ」を反映した幅広い活動領域

多くの社会的協同組合は、前述のように、公的サービスの及びにくい、けれども切実な暮らしと労働の要求に応える自助的な組織として生まれた。協同組合発生の原点である「生きにくさ」(disagio)が多様であるがゆえに、その当然の帰結として、協同組合の手がける活動領域もまた実に多岐にわたる。精神障害や知覚・身体・知的障害を抱える人々、高齢期を生きる人々へのサービスが中心であるが、同時に多様な社会的マイノリティ(たとえば虐待を受ける子どもたち、移民、薬物依存者、アルコール依存者、服役者、あるいは服役を終えた後までも社会的差別に苦しむ人々、ノマドと言われる移動生活者、亡命者、社会への適応に困難を抱える人々等)を対象とした事業の取り組みが見られる。

発展経過の内発性・多様性

社会的協同組合は、地域の内発的な諸課題から生み出されてきた「社会的発明」である。したがって、発生の経過、運動の推進母体、運動の手法等多様である。例えばカトリックの伝統の強い北東部イタリア都市の一つ、旧ユーゴスラビアとの国境に近いトリエステでは、1970年代、フランコ・バザーリアら、精神科医による閉鎖型精神病棟廃止運動が展開した。精神病を患う人々を閉鎖病棟での隔離的管理から開放して地域社会の中で支えようとするこ



の運動の中で、地域での生活と就労を支援するための中間施設の重要性が高まり、その担い手として多くの社会的協同組合が生み出された。かつての、鉄格子の入った寒々としたトリエステの閉鎖病棟は、現在、協同組合はじめ非営利団体の共同事務所となっている。

また、カトリックの伝統の強いトレント市等では、教会関係のボランティア団体やアソシエーションが広範に存在しているが、自分たちの活動の継続性や活動内容の質的な向上が課題であるとの認識から、「企業のアイデンティティ」の導入が模索されていたという。この場合、社会的協同組合は、市民による既存の運動が高度化しようとした際の、選択肢の一つであったと言えよう。

さらに、若年層の失業率が男性で5割、女性でなんと7割弱に及ぶ南部や島嶼部では、大学での専門的な勉強を修了したり、職業訓練を終えた青年や女性たちが、自治体の援助も引き出しながら、教育、福祉、マイノリティ支援、環境保全など、自治体のサービスも市場化も及ばない分野で仕事を起こし、労働者協同組合を設立する流れが、80年代から存在していた。男性が海外での出稼ぎを余儀なくされる小さな村では、残った女性や若者が家事サービスの社会的協同組合を支えている。別の村では、島の大学の教育学部を出た学生たちが、自分たちの専門性を生かそうと、協同組合を立ち上げ、島内の自治体や学校で独自の「校内暴力対応プログラム」を展開するなどの例がある。

このようにみえてくると協同組合運動と、地域社会に蓄積されてきた市民活動との出会い、地域固有の社会的資源の活用、これらが、社会的協同組合の多元性を形成する大きな要因となっている。

#### 地域の分布状況

州別データによれば、A型に比してB型は1/3～1/2の数にとどまる(例外としてはシチリア、ラツィオ等とどびぬけてB型の割合が多くなっている)。B型協同組合が相対的に少ないのは、一般にB型協同組合は、公共事業を有利に入札できる反面、マルチステークホルダー型ゆえにマネジメントが難しい組織とされていることが第一の理由と思われる。

また、後述するトレンティーノ・アルト・アディジェ州のように、国レベルの381号法の制定よりも先駆けて、州独自の法律を設け、公的福祉サービスを民間の非営利事業者にゆだねることで、A型社会的協同組合を推進した地域では、その「先進性」ゆえに「救済主義的精神」(assistenzialismo)が優先され、B型が育たなかったとの見解も、とりわけ障害を持つ当事者からは聞かれた。



Abecedario 精神障害の人々が就労する協同組合。ケータリングサービスの様子

表4 地域別にみた社会的協同組合設立状況

	州名	A型	B型	混合	計	人口	密度*	順位
北部 イタリア	ピエモンテ	288	193	6	487	4,288,051	8,805	10
	ヴァッレダオスタ	17	9	1	27	119,993	4,444	1
	ロンバルディア	521	360	7	888	9,028,913	10,168	15
	トレンティーノ・アルト・アドーゼ	78	20	---	108	929,574	8,607	9
	ヴェネト	242	175	6	423	4,487,560	10,608	17
	フリウリ・ヴェネツィア・ジュリア	45	54	---	99	1,183,916	11,958	18
	リグリア	95	65	10	170	1,632,536	9,603	13
	エミリア・ロマーニャ	192	123	7	322	3,959,770	12,297	19
中部	トスカーナ	181	144	9	334	3,528,563	10,565	16
	ウンブリア	64	57	5	126	832,675	6,608	6
	マルケ	95	66	2	163	1,455,449	8,929	11
	ラツィオ	182	222	129	533	5,255,028	9,859	14
南部	アブルッツォ	134	52	11	197	1,277,330	6,483	5
	モリーゼ	51	5	---	56	328,980	5,874	4
	カンパーニャ	138	54	11	203	5,792,580	28,534	20
	カラブリア	263	163	18	444	4,086,422	9,203	12
	プーリア	56	18	13	87	607,853	6,986	7
	バジリカータ	193	74	13	280	2,064,718	7,374	8
島嶼	シチリア	457	415	24	896	5,098,234	5,690	3
	サルデーニャ	285	41	31	357	1,654,470	4,643	2
計	全 国	3,577	2,320	303	6200	57,612,615	9,292	-

出典 A型B型混合合計まではABELEが使用しているイタリア労働省統計(1999年版)に依拠。人口はIstat(1999)に依拠。

\*密度(人口/協同組合数)は田中算出。一協同組合当たりの人口数が少ないほど協同組合の密度が高い。

### 収入構造における公・民割合の多様性

次に社会的協同組合の収入構造について見てみよう。CGMによる1996年調査では公・民の割合は以下のようになっている。A型の場合、公的部門からの資金導入が8割近くになっているのに対し、B型の場合は、公的部門からの資金導入が5割弱、事業高としては企業の下請的な仕事が高い比重を占め、3割にのぼる。

表5 社会的協同組合における官・民の収入(A/B別) 単位：%

		社会的協同組合 合計	A型協同組合	B型協同組合
民間 部門	市民からの寄付	2.7	2.6	2.8
	非営利セクター	1.1	1.5	0.6
	企業からの "	0.9	0.5	1.4
	市民への財・サービス販売	9.1	7.4	11.9
	非営利セクター	6.5	6.5	6.6
	企業への "	13.4	5.1	27.8
公的 部門	自治体からの補助金	<b>8.6</b>	<b>11</b>	<b>4.6</b>
	自治体への財・サービス販売	<b>50.6</b>	<b>65.4</b>	<b>24.7</b>
	381号5条による契約	<b>7.1</b>	-	<b>19.6</b>
	公共団体からの収入計	66.3	76.4	48.9

(CGM、1997、p.140)

## 担い手の様相

社会的協同組合の組織面の最大の特徴は、構成メンバーの多様性である。例えば就労組合員だけとっても、表6に見るように6種の担い手が混在する。

表6 社会的協同組合の構成メンバーの多様性（組合員に限る）

就労組合員	・労働力を提供する、社会保険付きの正規労働者
	・有償で、知識や労働を提供する専門家協力者
	・当面、無償で労働力を提供する待機労働者。協同組合の発展に伴って正規労働者となることを希望
	・一定の労働力を提供しながら、食費や宿泊費などの免除で報酬を代替する労働者
	・障害（知覚障害、身体障害、知的障害、精神障害）を抱えた労働者 様々な困難や不利益を抱える労働者 長期失業者、薬物依存、アルコール中毒、家族に困難を抱える未成年、拘留の代替措置下にある者、その他、社会情勢に応じて適宜
利用組合員	サービスの利用者および利用者の保護者（家族）
ボランティア組合員	無償で協同組合が必要とする活動を担うボランティア（労働協約による制約などいっさいなし。ただし労災保険はあり）。なおボランティア組合員は総組合員数の50%を越えてはいけない。
財政支援組合員	協同組合の活動には直接携わず、出資のみおこなう。出資に対しては2%を上限に利子を支払うことが認められる。
法人組合員	自治体などが協同組合にたいする財政支援や発展の基盤づくりをサポートするケース

L.Martinelli, S. Lepri "Le cooperative sociali", 1999, Milano, Il Sole 24 ore, pp87-92 より田中作成

## ボランティアの参加状況

ボランティアの参加保障は社会的協同組合の制度化に際して、議論の集中した点であるが、以下のデータは、ボランティア参加率が、平均3割となっている。ボランティアは、A型においては、5割近く、またB型においては1割前後と相違が大きい、また、地域差も大きく北西部イタリアでは、ボランティアが平均11%に対して、南部・島嶼部では約半分の5.2%と低い値となっている。

表7 CGM傘下の社会的協同組合における構成メンバーの属性別人数と割合

		人数	%	
組合員	ボランティア（労働報酬無し）	2,498	15.7	
	労働報酬有り	障害あり	786	5.0
		障害なし	6,818	43.0
非組合員	ボランティア（労働報酬無し）	2,498	15.7	
	労働報酬有り	障害あり	337	2.1
		障害なし	2,925	18.4
合計		15,862	100.0	

Gruppo Abele, "Annuario Sociale 2001", 2001, Torino

表8 地域別にみたB型社会的協同組合のボランティア含有率

	北西部イタリア	北東部イタリア	中部イタリア	南部イタリア 島嶼部	全 国
組合員数総数 (平均)	55,690	47,756	29,700	43,102	177,248
ボランティア組合員 数(平均)	6,184	4,049	2,305	2,274	14,812
ボランティア組合員 割合%	10.9	8.5	7.8	5.2	8

Gruppo Abele "Annuario Sociale 2001", 2001, Torino, p.701, p.705

## 2. 調査枠組みの概要と視点

以上、おおよその概況を把握した上で、次に調査事項について触れることとしたい(なお、次章の岡安喜三郎氏の報告もご参照ください)。

### (1)今日の日本の状況と調査の課題

イタリア社会的協同組合は、これまではもっぱらワーカーズ・コレクティブや共同連、労働者協同組合等の運動団体によって着目されてきたが、近年は日本においてもその認知度が増し、行政サイドの関心も高まってきた。行政サイドの関心の高まりは、日本における様々な「生きにくさ」をめぐる仕事起こしが加速され、制度化されることを予想させるものだが、仮にそうだとすれば、運動側が担うべき調査課題は、社会的協同組合の運動的「先進性」に着目するのみならず、1991年の制度化以降の新たな課題を探りだすことにある。

自分自身を振り返っても、これまでの調査は、どちらかというと「社会的協同」を生み出すエネルギーやその社会的背景を探るものが中心であった。むしろ、行政との関連、市場との相互作用についても言及はしてきたものの、「制度化」という「変数」への着目が欠けていたように思う。いわば「担いながら創る」段階を中心的に取り上げてきたといえよう。

しかし、イタリアの社会的協同組合はすでに法制化から10年を経過しており、いわば「胎動期」の分析のみでは当然不十分といえよう。「制度化」が促す二つの方向性、すなわち「社会的発言権や影響力の拡大」と「行政の外郭団体化」\*2についても、たどっていく必要がある。

こうした前提にたって、今回の調査では以下の点を研究課題として掲げつつ調査企画を行った。すなわち

法制化以降の10年間の社会的協同組合の発展経過を行政、市場との相互関係の深まりの中で捉えていくこと、そして、

とりわけ「社会的協同組合」の制度化により、運動にどのような工夫が求められつつあるかといった運動上の課題と協同組合側の対応を把握することである。



## (2)本稿で取り上げる事例と視点について

むろん短期間の調査で上記の課題を明らかにすることは、到底不可能ではあるが、少なくとも上記のことを念頭に、以下の現場を訪れた(表9)。なお訪問先別の概要は先述の『協同の発見』135号に示されているため、本稿では三つの点に絞って述べていくこととしたい。

まず第一は、ロンバルディア及びラツィオにおけるCGM系の事業協同組合<sup>\*3</sup>の動きについてである。多岐にわたる事業連合組織の活動(教育、調査研究、政策立案、共同入札)の中から、プレーシャの事業連合における「社会的排除」(特に就労支援)との闘いをめぐる「経済的効果」算出の調査研究と、ローマの事業連合における、障害を持った人々への職業斡旋に関わる新規事業について言及したい。いずれも、事業連合が持つべき二つの視点を代表する事柄だからである。

第二は、ローマで訪問した単協「ABACO coop」(B型)について、市場及び自治体との関係づくりに重点を置いて記したい。ABACOは当初、革新政党との強い結びつきの中で生まれたが、現在は国内外の大手企業との事業提携によって経営安定化をはかる一方、政治犯や刑余者の就労受け入れに取り組み、また地域の社会教育事業の促進にも寄与するという、いわばこれまで互いに「別次元」と見なされてきたものを統合的に事業化している点が着目される。

第三は、ミラノで訪問した単協「A77」(A型)である。制度的環境が整う一方で、協同組合がどのように新しい課題を見だし、それに対応しうる組織的な脱皮を果たそうとしているのか、若手を中心とした協同組合運営から見ていきたい。

## (3)対象地域の特徴

表9 訪問先一覧

CO . IN .	Lazio / Roma	事業連合	A B統合型の社会的協同組合の事業連合。教育、入札、企画・プロモーション等の協同化。レガ系。
CAPODARCO	Roma	統合	生活共同体としてのCapodarco運動から発生。1975年より活動。職業教育、ハリアリ-都市計画、データ入力、コレクター
ABECEDARIO	Roma	B / 統合	A S Lとの提携により主として精神障害者の就労組合。事業内容はケータリング、惣菜製造販売、食堂経営。
TAMDEM coop soc.	Roma	統合	1997年設立。障害者へのコンサル。社会的観光事業。パリアフリーのまちづくりや社会の仕組みを企画・提言。34中20人が障害者。
ABACO coop	Roma	B	拘留下にある政治犯の、就労を通じた社会復帰訓練。難民むけのIT教育事業を展開。
SOLCO Roma	Roma	事業連合	職業紹介制度の民営化に伴う障害者就労支援事業IDEALavoroを中心に聞き取り。
CONFSCOOPERATIVE Pavia	Lombardia / Pavia	事業連合	ロンバルディアの社会的協同組合の状況把握。
SOLCO Brescia	Lombardia / Brescia	事業連合	事業連合組織のあり方 / 就労支援事業の収支決算状況
STORM coop	Lombardia / Pavia	B	Casa del Giovaneの教育事業の受講者が社会的協同組合の立ち上げ
Casa del Giovane	Pavia	A	社会的排除の対象者による生活共同の場。カトリック教会の強い影響下。
Il Giovane Artigiano	Pavia	B	社会的排除の対象者による協同労働の場。地場産業の職人たちの協力体制。
A77 coop	Lombardia / Milano	A	HIV感染者を中心に社会的排除の対象者の社会参加のためのサービス提供 若手による新しい運営手法。

個別の協同組合への言及に先立って、その協同組合が立地する地域の特徴について簡単に触れておく。煩雑なようであるが、社会的協同組合のあり様は、当該の地域社会に存する社会的資源（アソシエーション、社会運動、地方行政、文化的土壌等）や経済的条件に大きく規定されているため、若干なりとも記しておきたい。

### ロンバルディア州（Lombardia）

経済都市ミラノを含む州であるが、社会的協同組合の数や組合員数の単位人口当たりにおける割合は、さほど高くない。単位人口当たりの社会的協同組合数では20州中15位（表4）。また10万人当たりの組合員数は390人で北部イタリア平均の464人を大きく下回る。1協同組合当たりの組合員数は35人で北部イタリアでは平均的規模。また1組合あたりのボランティア組合員数4.3人と、トレントやヴェネトについて第三位となっている。

以上のように、州単位で見ると量的には必ずしも社会的協同組合の集積地域とはいえない。ただし州内の都市間の差も大きい<sup>4</sup>。

またブレーシャを中心にCGM系の協同組合によって、協同組合 - 自治体の協働関係の実践的な研究が進んでいる。特に入札方式の研究が充実しており、例えばA型協同組合の場合、経済的指標の設定が社会的指標を上回ってはならない一方、B型では、人件費重視の観点（労働者への報酬はむろん、専門性の高いスタッフの採用、ボランティアをコーディネートする人材の配置等）から、逆に経済的指標を優位に置く等、協同組合の実態にあった入札方式を模索する等の動きがある。政策的な成熟が予想されるため調査対象とした。

### ラツィオ州（Lazio）

首都ローマを含む州であるが、表4にみるように、ロンバルディア同様、協同組合の集積度合は高い方ではない。

特徴的な点としては、他の州では、A型6割弱、B型3割強なのに対し、ラツィオ州だけは、A型が34.1%、B型が42.3%とB型が優勢な点である。また、その延長としてA・B混合型が23.6%存在する点も他地域と異なる。数値から見ると、就労を重視した協同組合の積極的な展開が読み取れる。こうした傾向から、州レベルでの労働政策、社会政策との連動が予想されるため、非営利と自治体との関係を見る上で好例と考えて調査対象とした。さらに



言えば、これまで社会的協同組合の主たる推進力と考えられてきた事業連合CGMとは異なる推進母体CO.INが存在している点もラツィオの特徴である<sup>5</sup>。

また1協同組合当たりの平均組合員数については16.9人とイタリア全土平均28人から見て小規模のものが多。

自治体と協同組合の共同プロジェクト、障害者のためのバリアフリー観光情報の提供をおこなうコールセンター

アソシエーションや事業連合とのタイアップがあるため、実質的な関係者は多数と考えられるが、組織を小規模に設定している点が特徴といえよう。またこのことと関連して、協同組合へのボランティアの関わりはかなり少なく、1協同組合0.3人とイタリア平均の2.3人を大きく下回り、イタリアの中で最も少ない州となっている（ボランティアはアソシエーションの構成メンバーとなっているケースが多いようだ）。

### 3. 調査結果および若干の考察 - 事業連合の機能をめぐって

#### (1) 社会的協同組合による就労支援の展開とその経済的効果の提示 (Brescia Sol.Co)

近年、社会的協同組合事業連合の研究組織では、「社会的排除」との闘い（公正）が、費用対効果に照らしても合理的である、とする議論展開に力を入れている。例えばプレーシャの場合、「地域社会にとって、社会的協同組合による一人当たり雇用が生み出す純益」を15,000ユーロ～30,000ユーロ（年間）と算出する。「費用」「効果」の内容は以下の通りである。

なお上記の地域社会の「効果」は飽くまで「経済的効果」であり、「社会的効果」について

表10 障害者の労働参加による「費用対効果」の算定例

	項 目	結果についての経済的換算
地域の費用	雇用創出に関わる出費（州規定）	一人当たり200ユーロ（年間）
	社会保険料負担（381号規定）	労働協約による給与レベル2-3の労働者一人当たり6,500ユーロ（年間）
地域の効果	社会保障支出の削減 （福祉・教育サービスの給付対象であれば相応の社会保障支出が伴う）	コムニタ滞在費、教育サービス費（精神疾患） 一人当たり50,000ユーロ（年間） デイセンター（精神疾患） 一人当たり27,000ユーロ（年間） 薬物依存の治療のためのコムニタ滞在費、教育サービス費 14,000ユーロ（年間）
	刑務所の管理コストの削減	模範囚等が終日、所外の事業所で働く場合、一人当たり25,000ユーロの削減が見込まれる。
	失業に関わる所得保障措置費用の削減（労働参加最低所得保障は237/98による）	失業手当(indennita' di disoccupazione)一人当たり6,000ユーロ（年間） 労働参加のための最低所得保障一人当たり5,000ユーロ（年間） 賃金補填公庫(cassa integrazione)支出一人当たり20,000ユーロ
	様々な福祉サービスコストの削減（食費手当、家族手当、公共サービス利用割引等）	推定で一人当たり200-400ユーロ（年間）
	直接税（所得税）	労働協約による給与レベル2-3の労働者一人当たり2,000ユーロ（年間）
	間接税（労働に直結した付加価値税）	推定 一人当たり3,000ユーロ（年間）
	社会保険料（障害者は営利企業就職後、その他の社会的不利益を被る者については参加2-3年後）	一人当たり8,000ユーロ（年間）

出典：G.Marocchi, "integrazione lavorativa, impresa sociale, sviluppo locale" Milano, 1999, Franco Angeli, p.65の表を、Sol.Co.Bresciaが簡易版として作成したもの

は量化は不可能であるものの、「企業的資源、市民の相互扶助効果、信頼ネットワークの醸成」等があるとする。また上記の表には出てこないが、雇用創出や就労支援のためのコンサルタント経費やジョブコーチの養成、人件費などが本来なら「コスト」として算出される。

さて、しかしこうして見てきた時、就労教育から確実に本格就労に辿りつくことのできる人々がどのくらいいるのかが直ちに問題となろう。CGMはこの点についても彼らの就労支援事業が「効果的」であることを以下によって示そうと試みる。

表11 CGMの就労支援を受けた169人(1992年～1997年)の「社会的排除」の対象者の就職状況(トレントの場合)



出典：G.Marocchi, “integrazione lavorativa, impresa sociale, sviluppo locale” Milano, 1999, Franco Angeli, p.46

CGMの研究では、トレントの労政公社の場合、123名が上記のプログラムを修了するまでに要した公的な支出(内容は社会的協同組合に対する雇用創出補助、ジョブコーチの人件費、労働内容の吟味や職場の受け入れ環境を整備するためのコンサルタント料、職能開発のための訓練費等、労政公社関連の間接費用、受け入れ企業への補助金)と、新たな社会保険料収入や失業手当等の削減分を差し引きすると、100リラの投資に対して191の「純益」が見込めるとする。さらに、前述の「社会的効果」も勘案すれば、非営利協同事業組織による就労支援・雇用創出とその経済的・社会的効果が極めて大きいと結論づけている。

## (2)就労支援の「経済的効果」の算出が意味するもの

以上に示されるように、「公正」と「効率」の両立を示唆する議論は、興味深いものではあるが、同時に一定の留意が求められる。というのも、こうした労働市場の積極政策はそもそもコスト削減を「目的」として行われるべきものではないからである。「労働参加を通じた福祉の実現」をうたう「ワークフェア」の考え方は、ヨーロッパで広く試みられているが、その展開は多様であり、各国のワークフェアについては評価が分かれるところである。ワークフェア政策は、イギリスでは保守政権時代から展開しており、その特徴は「訓練プログラムへの強制参加と短期の「再商品化」」であった。これに対し、スウェーデンでは「人間発達」の保障の場としてワークフェア政策が展開していたとされる<sup>\*6</sup>。

障害者の就労を通じた参加を積極的に担ってきたイタリアの社会的協同組合の場合、「人を仕事に合わせるのではなく、仕事を人に合わせる」「人間発達に寄り添った仕事起こし」といった理念が底流にあることは間違いないが、近年の経済的な成果の強調は「効率的な再商品化」



にむけた狭義の就労支援像につながる恐れもある。

私たちが訪ねた「A 77」コープの理事長、M.Villa氏は、積極的労働市場政策（ワークフェア）の概念も政策も実態も多様な中で、「社会的協同組合らしい労働市場への介入を構築する必要」と唱える。Villa氏は現在のワークフェアを三つの視点で整理する。第一は、主な目的が、既存の構造の中に失業者を投入（inserirment）すること、第二は、教育的なプロセスを踏みながら、認識においても実際の活動においても失業者を（integrate（システムや社会的文脈の部分的変化を伴う））していくこと、第三は、現実そのものの再構成（発明）を伴う、当事者の参加（partecipazione）を生み出していくこと。

むしろ、社会的協同組合による就労支援は第三を想定したものであり、そうしたものの一貫としてトレントやプレーシャのCGMの取り組みがあるわけだが、仮に経済的効果に傾斜する場合には、当事者を中心とした仕事起こしよりも、既存の労働市場への「包摂」、つまり第一の方向も出てこよう。

もっとも経済的効果を打ち出すプレゼンテーションは、社会的協同組合の根本的な戦略というよりも、障害者の就労支援に対する社会的理解を求めるプロパガンダといった要素が強いかもしれない。上記のトレントの労政公社と協同組合の協働事業をリードしたポルツァガは、その政策導入にあたって「労働市場の再構成」が必要だとし、特に、障害者を受け入れる企業のハード面（バリアフリー）はもとより、ソフト面（同僚、上司等との人間関係、パニック時の周りの対応の仕方）での企業の側への教育的な働きかけを重視する（したがって、イタリア社会的協同組合におけるジョブコーチは、障害をもつ当事者のチューターであると同時に、受け入れ組織に対するチューター活動も求められる）。こうしたあり方は、Villa氏の挙げた第二の段階を中心としつつ、部分的には第三の段階に移行する試みとも受け取れよう。

### (3) 職業紹介事業の民営化と、社会的協同組合事業連合による同事業への参入

イタリアでは、求職者も求人者も双方、必ず公共職業紹介所を経由しなければ求職も求人もできない仕組みが特徴であった。その背景には、労働需給関係を公正な形で作っていくことができるのは国家とする考え方がある。使用者側の差別的な採用を回避することが目的である。私たちが訪れたラツィオの労働公社（ufficio collocamentoからAgenzia di Lavoroとして組織の柔軟化）でも、所得や暮らし向きの状況を査定した求職者リストが所内に張り出され、採用順序等での公正性が全面的に押し出されていた。

しかし近年、労働行政の柔軟化が進み、職業紹介事業の一部が民営化された。障害者の就労支援で実績を持つ社会的協同組合の事業連合もこの紹介事業に積極的に乗り出している。その一環として、CGM系の社会的協同組合事業連合Sol.Co.ROMAにおけるプロジェクト「イデアラヴォーロ」（"IDEALAVORO"）について概観したい。

プロジェクトの概要に先立ってまず、障害者の雇用促進に関わる制度的な流れを概観しておこう。

#### 障害者の雇用促進制度の流れ



1999年、30年前に制定された障害者の雇用促進に関する法律（472/68）の期限切れを受けて、新法68/99が施行された。新法制定にあたっては、障害を持った人々を「専門性を備えた人的資源」と捉えるべきとし、そのためには、障害者側の就労教育と並んで、受け入れ側の職場組織の分析（物理的環境、人事、人間関係の構築等）を含めた支援が必要であるとされた。

また新法では雇用者側のインセンティブをも重視し、最大8年間の社会保障費企業負担分の全面免除、バリアフリーやテレワークの技術導入に伴う設備工事経費の補助等を唱う。

新法制定と併行して、非営利事業者に限定して職業斡旋事業を民間に開放、協同組合陣営にとっては、本稿1で見てきたように、一貫して運動の当初から蓄積してきた「労働を通じた社会参加」を制度的に展開できることとなり、すぐさまその事業化に着手したという。

### Sol.Co.ROMA のプロジェクトの概要

プロジェクトの概要は以下の通りである。三つの事業分野に分割されているが、注目すべきは、二番目のチュータリングにせよ三番目の教育でも、内容は主として受け入れを予定している企業側への働きかけとなっている点である。

上記に見た政策的な流れは、障害者の専門性や、職場のハード、ソフト両面にわたるバリアフリーを唱っているが、制度化されたからといってその具体化が自動的に達成されるわけではない。「市場の論理」で発想する企業の行動や考え方に、変更を求めるための仕掛けと見ることが可能ではないか。

表 12 IDEALAVORO プロジェクトの業務

selezione 推薦者リスト アップ	企業から求人があった仕事について候補者の特定を行う。通常求人数の2倍を目安に推薦
Tutoring 求人側、求 職側へのチュ ータリング	労働参加の最初の段階でのサポートを企業側とともに検討して進める。 短時間で正確な情報提供 それぞれのクライアントに専属チューターを配置。 求人内容の分析、求人内容にみあった職業的専門性の定義、採用・契約・優遇 措置に関する把握、必要とされる訓練内容の確定。
Formazione 教育	受け入れを予定している企業担当者に対する教育事業。設備等物理的環境づくり、障害者とまわりの労働者とのコミュニケーションを促進するためのアドバ イス、クリティカルな状況に直面した時の対応方法

### 事業連合組織として取り組むことの意味

それでは、当事者である障害を持った人々に対する職業教育についてはどうするのか。実際の職業教育については、既存の労働組合関連組織（ENAIIP）や個別の社会的協同組合によって広範に、かつ細やかに行われているため、事業連合としてあえて参入する意味は少ない。事業連合として取り組むべきものは、EU規模のプロジェクトや、まだ単位協同組合では実践的な蓄積が少ない業務分野にある。「IDEALAVORO」プロジェクトはこれまで間接的にしか関わることのできなかつた一般企業への障害者就労を、直接推進しうるプロジェクト

として位置づけられている。理念として掲げた「労働市場改革」の実体化を念頭に置いたものと言えよう。

以上「3」で見てきたことをまとめておきたい。繰り返しになるが、事業連合の機能は多岐にわたるものの、ここではそのうちの典型的な二つの機能が見てきた。一つは「市場の論理」に比較的歩み寄った試みである。すなわち「経済的な効率性」やコストパフォーマンスの発想から、今日の、社会的に不利益を被っている人々に対する支援が「損失」ではないことを根拠づけようとするものである。前述のように、広い範囲の人々の理解を得るためのプロパガンダとも受け取れないわけではないが、いずれにしてもその根拠づけに事業連合が調査研究の重点を置いてきたことは事実である。

もう一つは、「市場を変えていく」機能である。障害を持った人々の雇用が進まないのは、企業や労働市場側の「欠陥」であるという発想に立って、その部分に直接的な介入をしていく流れである。

こうして見てくると、社会的協同組合は、いわば「市場的発想」への「適応」と、「市場的発想」への「社会的介入」との両ベクトルのアクションを取りながら、市場との間に、緊張の伴った相互作用を積極的に生み出していっているとは言えないだろうか。むしろ検証すべきことは山積みだが、障害者就労支援をめぐる一連の「相互作用」の内実が、「適応」と「介入」という矛盾を含みつつも、全体としては「非営利陣営」から「市場の再構築」をせまり得るのではないかというのが筆者の仮説である。

#### 4. 調査結果および若干の考察 - 新たな視点の開拓

ここではローマ及びミラノの単位協同組合を一つずつ見ていく。前述のように制度化以後の協同組合の成熟と課題に着目していきたい。

##### (1)「市場性の重視」と「社会的排除との闘い」 - B型社会的協同組合「ABACO」

調査企画の段階で情報を収集した際、CO.IN.の加盟協同組合の中で、ひときわインターネット情報が充実していた協同組合が「ABACO」であった。そのほとんどが受託した事業リストによって構成されていたが、ヨーロッパ、アメリカ、日本の数々のハードウェア会社の販売代理店業務をこなす傍ら、ローマ市、ラツィオ州はもとより、アブルッツォやバジリカータ等中部・南部の州と並んでヴェネツィア等北部の都市においても企業や福祉施設、公立学校でのIT教育事業を受注していること、1997年以降は、大学におけるマルチメディア教育や、情報教育に携わる教員養成のコースにも仕事を広げている点など、その発展ぶりが一目瞭然であった。クライアントも営利企業、自治体、学校、非営利団体等多岐にわたる。

研究課題に挙げた市場との関係づくりにおける、協同組合側のイニシアティブについて手

がかりがあるのではないかと考え、訪ねることとした。聞き取りの概要は表 13 の通り。

表 13 B型社会的協同組合「ABACO」の概要

<p>設立経過</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ローマ市街地の南端地域に位置する旧共産党支部から活動開始。社会資本整備に立ち後れ、ましてや若者たちが集う文化施設も不在のこの地域に、何らかの拠点づくりを志向し、情報関係の社会教育事業に1980年代前半から着手。</li> <li>・1984年、9名で労働者生産協同組合を発足。1997年に社会的協同組合の法人格を取得。</li> <li>・当初から ソフトウェア開発、ヒューレット・パカードやエプソン、キャノン等ハードウェアの代理店業務、ITに関わる社会教育が主たる事業分野。</li> </ul>
<p>現在の事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1991年以降、ラツィオ州、ローマ市をはじめ、他州においてもIT教育事業の仕事を受託。社会教育のみならず、外国人労働者むけの語学講座及びコンピューター教育、学校でのコンピュータ講座の受託等、教育事業分野が飛躍的に拡大。受講対象者別にオリジナルの講座テキストも作成販売するなど、</li> <li>・2003年の年間事業高（予想）は約10億リラ（事業協同組合CO.INや自治体からの受託、ソフト開発・販売、代理店契約料）。</li> </ul>
<p>組織的な特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1991年以降、成人刑務所、少年刑務所内でのIT教育を受託。あわせて拘留中の受刑者のための社会参加訓練として、複数の受刑者をABACOの職場で受け入れ*7。こうした流れで、社会的排除の対象者のうち、企業への就職が極めて困難な政治犯等の刑余者の受け入れも開始。事業分野としても高度な技術知識や教育的な技能が求められるが、例えば政治犯等はこうした仕事に適応しやすいという。</li> <li>・現在13名で構成。理事長、副理事長の他、8名の雇用組合員*8と、3名の組合員。</li> <li>・仕事内訳は、教育担当、ロジ、総務・経理、プログラマー、データ入力、画像処理専門家、コンピュータ技術専門家等</li> <li>・加盟のナショナルセンターは最初の二年のみLEGA、後にAGCIに変更。事業連合については、CO.INに加盟。政党による線引きを完全に相対化した選択となっている。</li> <li>・1997年にアソシエーション「Form &amp; Inoforn」（教育と情報の意）設立。ここでは社会のニーズの把握、製品や教育サービスの開発・提案等を担い、事業の遂行は協同組合が行う。</li> </ul>
<p>代表者 Mauro MANCINI氏のライフヒストリー</p> <p>大学農学部を中退し、旧共産党の専従に。労働者生産協同組合発足時には党の専従と協同組合を兼任するも、後に専従は辞職し、現在は協同組合の活動に一本化。年齢は現在50代半ば。</p>

文化資源や社会資本に恵まれない都市部のペリフェリーであったこと、とりわけ若者にとってコミットしにくい地域であったことがABACOの活動の発端とされている。「社会的排除」への対応は1991年以降、受刑者や刑余者との出会いによって本格化した。しかし対外的には「社会的排除」との闘いを前面に出すよりも、むしろ市場的なアクターとしての側面が強調されている。

一方で「社会的排除」との闘いを掲げる社会的協同組合が、他方で80年代前半という早期の段階からIT事業に特化し、市場においてもクライアントを着々と獲得してきたこと、また教育ソフトの開発やテキスト作成等、ノウハウや教材を自ら開発・蓄積することによって子供、外国人、高齢者、障害者あるいは社会から隔絶された人々を対象とした情報教育サービスの充実を追求してきたことなどが、彼らの話の強調点であった。特に事業上のイノベーションを重視している点、そのイノベーションを可能とするアソシエーションの立ち上げ等が「ABACO」の「社会的企業」性を高めてきたようだ。アソシエーションと事業組織との連携が「社会性」と「経済性」の両者を支える仕組みとして機能している。

## (2) 制度化 / 社会的認知の先進領域にある協同組合の課題 - A型社会的協同組合「A77」

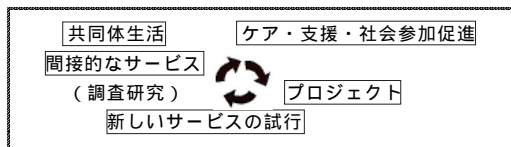
「A77」は、前項の「ABACO」と対比すると、いわば「伝統的な社会的協同組合」である。70年代半ば、薬物依存症に苦しむ人々との共生運動から始まった。公的主体との結びつきも1980年初めから始まり、社会的認知や制度化が早かった事業分野の一つと言えよう。したがって調査課題は、認知や制度化の先進領域で、協同組合がどのような新しい課題を抱え、どう対処しているか学ぶこにあった。聞き取りの概要は表14の通り。

表14 A型社会的協同組合「A77」の概要

<p>設立経過</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1977年任意のアソシエーション(=A)として誕生。若年層の社会からの疎外に対応することが目的。地域的にはミラノ市の郊外で文化的施設の不足。疎外との闘い - その手段として共同生活。対象は主として薬物依存者。ボランティアなアソシエーションとして州の名簿の登記。</li> <li>・1980年代、協同組合設立。職業教育事業等をアソシエーションから協同組合に移管。薬物中毒の予防と依存症患者の社会参加のプログラムを市とASLから受託 公的資金による運営体勢へ転換。C.N.C.A.(共同生活セツルメント運動の全国連合会)と事業連合“Farsi Prossimo”に加盟。</li> <li>・アソシエーションはボランティアを養成し協同組合の活動(特に事業化される以前の 実験的なプロジェクトやイノヴェイティブな開発)を支援。事業遂行体としての協同組合と教育開発部門としてのアソシエーションといった棲み分けか。</li> </ul>				
<p>現在の事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・薬物依存者に対する共同生活と社会参加プログラムの提供 / 地域の社会的諸資源とのネットワークによる社会教育的な予防プログラムの提供 / 1989年～制度的な対応が未開拓だったHIV患者の受け入れ</li> <li>・上記の事業を支えるためのソーシャルワーカーの養成(福祉専門学校、大学の福祉学部、現職のSW)</li> <li>・依存症に対するサービスの構造</li> <li>・組合員構成 常時関わっているメンバー35人のうち、25人が組合員。就労組合員 は理事長む含めパートタイム。ボ</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>Communita' terapeutica : 薬物依存者のためのコミュニティの運営</td> </tr> <tr> <td>Centro orientamento : コンタクトからサービスにつなぐまでの働きかけ。極力本人の意志で参加してもらえるよう情報提供。教育専門家と心理専門家が二人一組で対応。</td> </tr> <tr> <td>Centro psicoterapico : ASLからの委託。本人のみならず家族も含むカウンセリング</td> </tr> <tr> <td>Progetto : 新規事業開拓、サービス内容のイノベーション</td> </tr> </table> <p>ランテニア組合員はコムニタに古くから関わる組合員 その他、EUのプロジェクトで受け入れている若手ボランティアが若干。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間事業高 : 2002年度 894,119ユーロ</li> </ul>	Communita' terapeutica : 薬物依存者のためのコミュニティの運営	Centro orientamento : コンタクトからサービスにつなぐまでの働きかけ。極力本人の意志で参加してもらえるよう情報提供。教育専門家と心理専門家が二人一組で対応。	Centro psicoterapico : ASLからの委託。本人のみならず家族も含むカウンセリング	Progetto : 新規事業開拓、サービス内容のイノベーション
Communita' terapeutica : 薬物依存者のためのコミュニティの運営				
Centro orientamento : コンタクトからサービスにつなぐまでの働きかけ。極力本人の意志で参加してもらえるよう情報提供。教育専門家と心理専門家が二人一組で対応。				
Centro psicoterapico : ASLからの委託。本人のみならず家族も含むカウンセリング				
Progetto : 新規事業開拓、サービス内容のイノベーション				
<p>現在の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・制度化に対する認識 : サービスの質に関わる標準化、専門家、分節化が進行する傾向。ロジカルで最大効果を生み出す「働きかけ」の追求</li> </ul> <p>しかしそれは実際には「社会的弱者を排除する危険」を伴うし、また人々が生きているという事実やその人々の全体性を見ようとする余地を奪う危険性もある(A77理事長Matteo VILLAの見解)。</p> <p>したがって、多様なニーズに効果的に応えながらも、サービスの断片化を防ぐための「仕事のあり方」とは何かを模索。</p>				



上記の問題意識に沿った組織づくり・事業部門相互の関連づけ



- ・文化的・政策的な過程に対する働きかけ / 蓄積された経験のデータ化 / 社会や文化の変容に関する知識の深化 / 異なる分野や現場での成果交流を重視
- ・インタラクションの場としての組織づくり (コミュニケーション (特に聴く力) の醸成、地域別・テーマ別のミーティングの開催、総会は年に6回開催、理事会は人事と企画を含めた拡大型で実施、部署横断的な責任者会議の頻繁な開催など)

協同組合におけるボランティアの位置づけ

- ・ボランティアを組織はイノベーションと政策の担い手として位置づけている
  - A 77においてボランティアは歴史的に連帯の文化を生みだし、人間(当事者)を中心に据えるという発想でやってきた。連帯 (solidarieta') と参加 (partecipazione) を、共同責任 (coresposabilita') で作り上げてきた存在としてのボランティアという位置づけ。
- ・具体的な任務としては、古くからのボランティアは管理運営部門、また若いボランティアでも企画や事業部門の責任者を担うケースもあり。

インタビュー対応者のライフヒストリー

- ・現在 36 歳。1988-89 年に 20 ヶ月にわたる良心的兵役拒否によって非営利部門での仕事を経験。A77 には 1990 年から参加している。理事長を務めるのは三年目だが、勤務時間を短縮しブレージャの大学で社会学の修士課程を専攻中。テーマは「労働市場の積極政策と社会的協同組合における労働参加支援との違い」について。

「A77」の活動経過をたどると、当事者を中心とした問題への相互扶助的対応から発して、それを公的支援の対象としていく運動を展開する傍ら、社会的認知の及ばない「生きにくさ」を新たに発見し、それに対しても最初は自前で対応しつつ社会化をはかっていく…そうした連鎖の中で協同組合が動いてきたことが見てとれよう。

しかしこのダイナミズムは自動的に保障されたものではなく、それを促す組織的な仕掛けが随所に見られることがこの協同組合の特徴の一つといえる(具体的には表 14 を参照)。

事業組織の担い手も、20代～30代の若手が多く、理事長は30代半ばである。前項で見た「ABACO」のとは対照的に、政治運動の経験はなく、良心的兵役拒否の際に社会的協同組合に関わったことがきっかけでこの道を選んだという。ミーティングの多さ、思いきった責任移譲の体制、部署横断的なコミュニケーションの設定等、柔軟な組織構成をめざしつつ、長時間、協同組合にコミットするのではなく、ワークシェアリングしながら仕事との深い関わりを維持す



公共職業安定所の女性幹部と話す Capodarco の理事 (右)



ることは可能であるとする。

また制度化による硬直化を回避するための工夫として、「A77」においてもアソシエーションとの相互作用が重視、表14 に見るように、事業組織とは別立てとなっている。アソシエーションでは、主として創設世代が運営主体となっており、ボランティアの養成や、事業化される以前の実験的なプロジェクトやイノヴェイティブな開発を担う。

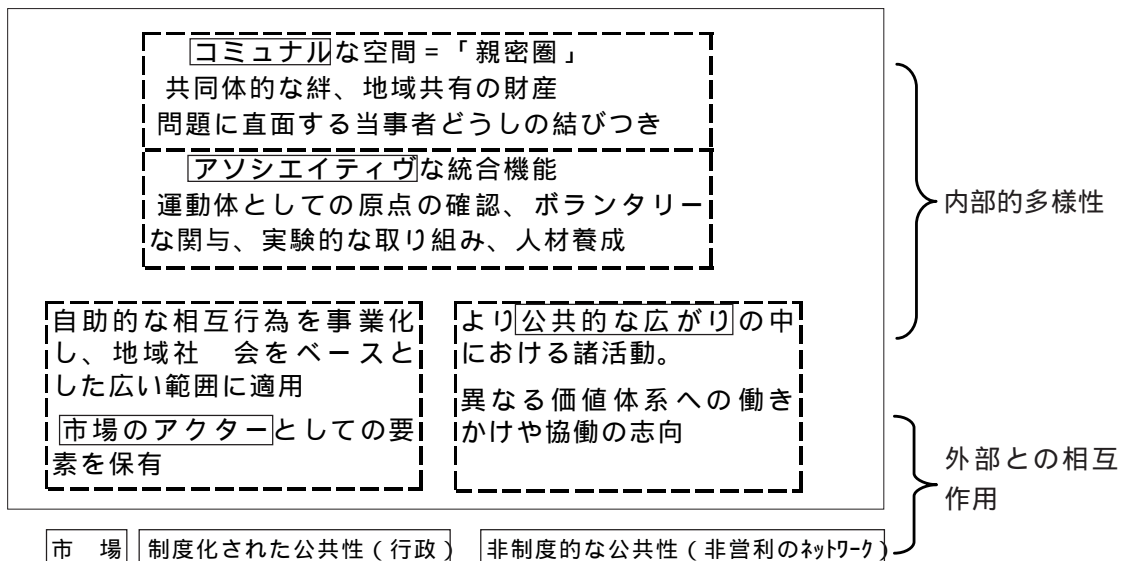
## 5. まとめにかえて

本稿では、社会的協同組合の設立経過と現状を概観した後、調査報告として、協同組合の事業連合による「障害者の就労支援」および「制度化」以後の単位協同組合の動きを見てきた（調査資料を読みすすめる途上での中間的なまとめであるため、検証が不十分なまま記した点もあり、飽くまで田中の仮説と受け止めていただければ幸いである）。総じて言えば、事業連合組織については、「市場の論理」に適合的な発想や提起を含んでいること（例：社会的効果のみならず経済的な費用対効果をも重視している点）しかし併行して運動の実体としての「市場の論理」に変更を迫る働きかけを模索していること（例：障害者就労支援における企業や市場への介入）が見てとれた。

また単位協同組合については、事業組織としての協同組合と、運動組織としてのアソシエーションとの相乗的な展開が見られたこと、そしてそのことが結果として運動的側面の強化にとどまらず、市場に対する影響力の行使につながり得ることが推察される。

今後の調査にあたっては、社会的協同組合の構造を図1のようなものとして捉え直しながら、組織内部的なダイナミズムのあり様と、市場、行政、非営利組織のネットワークといった外部との相互作用や影響関係について考察を続けていきたい。

図1 非営利・協同事業組織が内包している三つの局面 - 内部的な多様性と相互作用



(注)

- \*1 田中夏子「社会的協同組合と行政のパートナーシップをめぐる研究ノート - 委託契約をめぐる」協同総合研究所『協同の発見』93号、2001年
- \*2 例えば、協同組合労働者、行政職員、営利企業労働者等の仕事に対する考え方の比較調査を行ったC・ボルツァガは、非営利事業組織に働く人々の仕事意識と、公務労働者の意識との類似性が高まったとしている。
- \*3 CGMは社会的協同組合の事業連合組織。量的にはCONFCOOP系の協同組合の加盟が多いものの、ナショナルセンターの縦割りの壁を相対化した組織づくりが行われてきたため、LEGA系の協同組合でもCGMへ参加している例はめずらしくない
- \*4 例えばブレージャ(Brescia)やパヴィア(Pavia)は協同組合の高集積地であるのに対し、ミラノ(Milano)は低集積地。
- \*5 CO.INについては、以下を参照。M・マロッタ「イタリアのB型社会協同組合の形成と現在」市民セクター政策機構『社会運動』284号、2003年、斉藤縣三「障害者の労働とB型社会的協同組合」市民セクター政策機構『社会運動』285号、2003年、佐藤紘毅「イタリア社会協同組合B型の意義」市民セクター政策機構『社会運動』281号、2003年
- \*6 宮本太郎編著『福祉国家再編の政治』ミネルヴァ書房、2002年
- \*7 イタリアでは1980年代に司法改革が行われ、拘留刑に服役中であっても、日中は外の職場で過ごし、夕刻刑務所に戻るといったsemi-liverta'の制度が存在する。また少年についても、裁判所の判断によって、拘留刑の代替刑として社会的協同組合における就労が認める等の改革が進んだ。田中夏子「イタリア社会的経済の旅(4)拘留青少年たちの自助・協同組織「コムニタ・ラ・コリーナ」」『協同の発見』91号、1999年
- \*8 「雇用組合員」とはsocio lavoratore-dipendenteの訳。出資した組合員であっても、2001年の142号法により、就労組合員は「従属労働者」か否かを選択できるようになっている。大内伸哉『イタリアの労働と法 伝統と改革のハーモニー』日本労働研究機構、2003年



社会参加に困難を抱える青少年の就労支援を行うCasa del Giovani での就労教育現場(板金)